

# 返済不要!


## ✿ 中学校入学準備金 ✿

茨木市では、令和8年4月に中学校入学予定のお子さまの保護者に、

「中学校入学準備金（就学援助）」としておひとりにつき、

**85,730円**を支給します（所得審査あり）。

**（現在、就学援助を受けている人は、3月末頃に支給予定）**

受付期間	<b>令和8年2月27日（金）まで（現在就学援助を受けている人は申請不要）</b> ◇◆ お早めの申請をお勧めします！ ◆◇
申請方法	就学援助※の申請書を <b>お子さまが通っている小学校</b> に提出してください。 ※ <small>しゅうがくえんじょ</small> 就学援助とは 学校生活に必要な費用（学用品費や給食費など）の一部を支給します。 「中学校入学準備金」もその一つです。 <b>認定になった場合、申請書を提出した月から援助費を支給します。</b>
申請書の入手方法	・「茨木市 就学援助」で検索、または右記のQRコードからダウンロード ・小学校から受け取る。 ・学校教育推進課窓口で受け取る。 
支給対象	①、②の両方にあてはまる人（ただし生活保護世帯、里親世帯は対象外です。） ① <b>茨木市立小学校に在籍する小学6年生の児童（新中学校1年生）の保護者</b> （令和8年2月1日時点で） ② <b>就学援助を受けている人、または令和8年2月27日までに申請し、認定となった人</b> （認定基準は裏面「所得基準額」をご覧ください。）

基準額を超える場合でも、保護者の失業・離婚・死亡等により、現在の収入が著しく減少している場合は学校教育推進課にご相談ください。

### お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

茨木市教育委員会 学校教育部 学校教育推進課（市役所南館6階）

住所：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話：(072)-620-1684（直通）

Eメール：gakkokyoiku@city.ibaraki.lg.jp



次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。

## 所得基準額

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円
6人～	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円をプラス	

- 世帯全員の所得を合わせて審査します。
- 給与所得または公的年金等所得がある人は、総所得金額から上限10万円を差し引いた額を所得金額とします。
- 世帯の中で所得額が不明な人がいる場合、所得の申告をお願いすることがあります。

## 添付書類について

### < 「借家世帯の所得基準額」での審査を希望する場合 >

- 賃貸借契約書の写し ※重要事項説明書は不可

※添付書類の提出がない場合や、家賃等の負担がわからない場合等は、「持家世帯の所得基準額」での審査となります。

※借家に住まれていても、「持家世帯の所得基準額」での審査を希望する場合は、添付書類の提出は不要です。

### < 令和7年1月2日以降に茨木市外から転入した人 >

- 転入前にお住まいだった市町村が発行する令和6年1月～令和6年12月の所得額が記載された令和7年度課税通知書（納税通知書）または、令和7年度所得証明書の提出が必要です。（写し可）  
※所得証明書の場合は、①所得額、②課税・非課税の区分の2点が記載されているかを確認してください。

※令和7年1月1日時点で茨木市に住民票があった人は、所得に関する証明書の提出は不要です。

## 支給時期について

- 令和8年3月下旬（申請書に記入した金融機関口座に振り込みます。）  
※2月中に申請した場合は、支給は4月以降となります。

## 注意事項

- 審査中もしくは認定後に、転居をしたり、家族構成や口座などに変更があった場合は、学校教育推進課までご連絡ください。

「中学校入学準備金」を受けた人も、令和8年度に就学援助の支給を希望する場合は、中学校に入学後、再度申請が必要です。

就学援助のお知らせと申請書は入学後に学校から配布します。